

職員の職務倫理及び服務に関する訓令の制定について

〔最終改正 平成14年9月徳務甲第636号
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長あて〕

この度、別添のとおり職員の職務倫理及び服務に関する訓令（平成12年徳島県警察本部訓令第2号。以下「訓令」という。）を制定し、平成12年3月13日から施行することとしたので、全職員に周知徹底し、職員一人ひとりが高い倫理観と厳正な規律を保持するよう努められたい。

記

1 制定の趣旨

県警察が県民から負託された任務を全うし、県民の信頼にこたえるためには、職員一人ひとりが職務に係る倫理を保持し、厳正に職務を遂行する必要がある。そこで、この度、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）が制定されたのを機に、本県においても、規則の趣旨に則り、職務倫理及び服務の基準を新たに定めることとしたものである。

2 訓令の要点

(1) 職務倫理の保持（第2条）

職員が保持すべき職務倫理の基本を規則に準じて規定した。

(2) 服務の基準（第3条から第9条）

服務の基準については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び規則の規定に基づき、警察の職務の特殊性から他の公務員に比して特に警察職員が遵守することが求められ、かつ、基準といえるものを特に規定した。

(3) 遵守事項（第10条）

職務倫理及び服務の基準に基づき、職員が遵守すべき具体的な事項を定めた。

3 「職務倫理の基本」の掲示及び携行等

規則において、既存の「警察職員の信条」の内容が一部改められ、「職務倫理の基本」として規定されたことに伴い、「警察職員の信条」は廃止されることとなった。

そこで、「職務倫理の基本」は、「警察職員の信条」に替わるものとして、職員一人ひとりに確実に定着させる必要があることから、職員が常にこれを確認することができるよう庁舎内（所属単位）に掲示するとともに、別刷の「職務倫理の基本」を警察官には警察手帳の名刺入れに収納して携行させるとともに、他の職員についてもこれに準じた措置を講ずること。